八筑医発第２８－２７４号
平成２８年8月２９日

会 員 各 位

八女筑後医師会長　　黒岩　　　光
担当理事　　馬田　　裕二

子ども医療費等助成制度の改正について

　八女市・筑後市・広川町で実施されている医療費助成制度について、別紙のとおり改正される旨の通知がありましたのでお知らせ致します。

記

１、改正時期　　　平成２８年１０月１日

【公印割印省略】

平成２８年８月２６日

関係機関　各位

八女市長　三田村　統　之
筑後市長　中　村　征　一
広川町長　渡　邉　元　喜

子ども医療費等助成制度改正の周知について

時下益々ご清祥のこととお喜び申し上げます。

また、医療費助成制度の運営につきましては、平素より格段のご協力を賜り厚くお礼申しあげます。

さて、本市町では、福岡県の医療費助成制度改正に伴い、平成２８年１０月から子ども医療費助成制度を拡大し、小学生の通院に係る医療費につきましても、一部自己負担金を除き助成をすることとなり、小学生にも医療証を交付することになりましたのでお知らせします。

また、重度障害者医療助成につきましても、小学生の入院に係る助成限度が改正となりますので併せてお知らせします。

今後とも医療費助成制度の実施にご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

記

１　改正内容　　　別紙のとおり

２　改正時期　　　平成２８年１０月１日

問合せ先
●八女市市民福祉部市民課公費医療係
電話：０９４３－２３－１１１７
●筑後市市民生活部市民課公費医療担当
電話：０９４２－６５－７０１６
●広川町住民課国保・年金係
電話：０９４３－３２－１１１２

【別紙】

◇子ども医療費助成制度

が、１０月から改正となる分です。

自治体名	対象者年齢区分	平成２８年９月まで			平成２８年１０月から		
		患者自己負担額		医療証の色	患者自己負担額		医療証の色
		入院	通院		入院	通院	
筑後市	未就学児	自己負担なし	自己負担なし	ラベンダー色	自己負担なし	自己負担なし	クリーム色
	小学生	５００円/日 （月あたりの限度額3,500円） （償還払い）			５００円/日 （月あたりの限度額3,500円）	１，２００円/月	クリーム色
	中学生				５００円/日 （月あたりの限度額3,500円） （償還払い）		
八女市	未就学児	自己負担なし	自己負担なし	ラベンダー色	自己負担なし	自己負担なし	ラベンダー色
	小学生	自己負担なし（償還払い）			自己負担なし	１，２００円/月	黄緑色
	中学生	自己負担なし（償還払い）			自己負担なし（償還払い）		
広川町	未就学児	自己負担なし	自己負担なし	ラベンダー色	自己負担なし	自己負担なし	ラベンダー色
	小学生	自己負担なし（償還払い）			自己負担なし	１，２００円/月	ラベンダー色
	中学生	自己負担なし（償還払い）			自己負担なし（償還払い）		

※自己負担は、いずれも１医療機関ごと

◇重度障害者医療費助成制度

が、１０月から改正となる分です。

自治体名	対象者年齢区分	平成２８年９月まで			平成２８年１０月から		
		患者自己負担額		医療証の色	患者自己負担額		医療証の色
		入院	通院		入院	通院	
筑後市・八女市・広川町	小学生	５００円/日 （月あたりの限度額10,000円） 【低所得者】 ３００円/日 （月あたりの限度額6,000円）	５００円/月	青色	５００円/日 （月あたりの限度額3,500円） 【低所得者】 ３００円/日 （月あたりの限度額2,100円）	５００円/月	桃色
	中学生以上	５００円/日 （月あたりの限度額10,000円） 【低所得者】 ３００円/日 （月あたりの限度額6,000円）	５００円/月	青色 ※後期高齢者医療被保険者…白色	５００円/日 （月あたりの限度額10,000円） 【低所得者】 ３００円/日 （月あたりの限度額6,000円）	５００円/月	青色 ※後期高齢者医療被保険者…白色

※自己負担は、いずれも１医療機関ごと